



2021年度

介護報酬改定について

(介護予防・日常生活支援総合事業)

江戸川区介護保険課

介護サービス事業者集団指導

# 〔主な改定事項（介護予防・日常生活支援総合事業）〕

## 江戸川区における令和3年度報酬改定の考え方について

▶ 請求構造は現行のまま、国が定めた月額単価※を基に江戸川区にて単位数を決定

※地域支援実施要綱が改正され、目安となる月額単価が示される予定

▶ 詳細については、サービスコードをホームページに掲載（3月下旬予定）

▶ 加算・減算については、国が示す内容に準じる（届出については、別途ご案内します）

※送迎減算については、従来通りに1回あたり－48単位とします

単位数（案）		改定前	改定後
訪問型（A3）	1回あたり	293単位	294単位
	週1回程度	1,172単位	1,176単位
	週2回程度	2,342単位	2,349単位
	週3回程度	3,715単位	3,727単位
通所型（A7）	1回あたり	413単位	418単位
	週1回程度	1,655単位	1,672単位
	週2回程度	3,393単位	3,428単位

# 〔主な改定事項（介護予防・日常生活支援総合事業②）〕

## 江戸川区における令和3年度報酬改定の考え方について

- ▶ 緩和型事業所については、国が定めた月額単価を上限として、相対により江戸川区が単位数を決定
- ▶ 緩和型事業所について、令和3年度報酬改定に際して、一律の単位数引き上げの意向調査を実施し、結果を基に単位数の変更を予定
- ▶ 抜本的な変更を希望の場合、通常相対を実施

単位数（案）		改定前	改定後
訪問型（A4）	1回あたり	292単位以下	293単位以下
通所型（A8）	1回あたり	412単位以下	417単位以下

# 〔主な改定事項（介護予防・日常生活支援総合事業③）〕

## よくある質問について

	質問内容	回答
1	令和2年10月に介護保険施行規則が一部改正され、第1号事業の対象者の弾力化（則140条の63の4関係）が行われるが、江戸川区における総合事業についても弾力化されるのか。	今回の改正では、 <u>住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業（B型・D型）について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者（継続利用要介護者）の方々が新たに対象となります。</u> 江戸川区が実施している総合事業は事業者指定による事業（A型）のため、 <u>弾力化の対象となりません。</u>
2	令和3年度の報酬改定では、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年度9月末まで基本報酬に0.1%上乗せするとあるが、江戸川区における総合事業についてはどうなるのか。	江戸川区における総合事業についても、基本報酬に0.1%の上乗せを行います。サービスコードに割合を設定することができないため、0.1%に対応する単位数のサービスコードを新たに設定する予定です。詳細については、サービスコードを参照ください。

※今後の質問については、総合事業Q&Aを更新する予定ですので、そちらをご確認ください